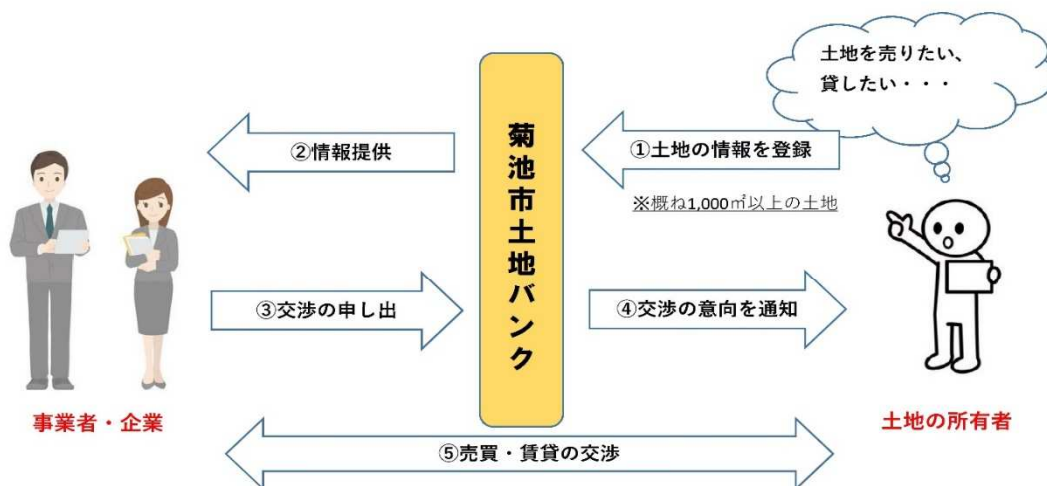


# 土地を売りたい、貸したいとお考えの方、 「菊池市土地バンク」に土地情報を登録されてみませんか

【制度の概要】 本市の定住促進や産業振興に寄与するため、「菊池市住宅用地等情報登録制度実施要綱（土地バンク）」を策定しました。この制度は、土地の売却・貸付を希望される土地所有者の方が「菊池市土地バンク」に土地の情報を登録し、住宅用地等を希望する事業者・企業等へ市のホームページから広く情報を提供し、相互の売買・賃貸のスムーズな交渉を推進するものです。

## 【住宅用地等情報登録制度（土地バンク）のイメージ】



◎事業者から交渉の申し出があった場合は、市が事前に土地所有者の方へ交渉の意向確認を行いますので、土地所有者の方は安心して交渉に臨む事が出来ます。  
(※但し、交渉自体には市が介入することはありません。)

(登録する土地の要件)

- 1) 1区画概ね1,000㎡以上の面積
- 2) 抵当権その他所有権以外の権利が設定されていないこと
- 3) 土地の境界が明確であり、所有権等の権利帰属について争いが無いこと。
- 4) 所有者と登記名義人が同一であること。

詳しいお問合せは 菊池市役所都市整備課まで 0968-25-7243

## 菊池市住宅用地等情報登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に所在する土地を、定住対策及び企業誘致のための土地(以下「住宅用地等」という。)として、希望する土地の所有者から広く住宅用地等の情報を収集し、市内に立地・開発を希望する企業等に情報を広く提供することにより、人口の安定化及び産業の振興に寄与することを目的とする。

### (登録する土地の要件)

第2条 住宅用地として登録する土地は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する土地とする。

- (1) 1区画おおむね1,000平方メートル以上の面積であること。ただし、隣接地の土地の所有者と共同して登録の申請ができるものとする。
- (2) 抵当権その他所有権以外の権利が設定されていないこと、又は設定されている場合であっても、売買又は賃貸契約のときまでに抹消されることが確実であること。
- (3) 土地の境界が明確であり、所有権等の権利帰属について争いがないこと。
- (4) 所有者と登記名義人が同一であること。

### (登録の申請)

第3条 前条の要件を全て満たしている土地の所有者で、住宅用地等として登録を希望する者(以下「土地所有者」という。)は、住宅用地等情報登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、同項の申請に係る土地が共有名義のときは、申請を行う土地所有者以外の全ての関係権利者の同意書(様式第2号)を添えなければならない。

### (登録)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、住宅用地等情報登録台帳(様式第3号。以下「登録台帳」という。)に登録するとともに、住宅用地等情報登録通知書(様式第4号)により、土地所有者に通知するものとする。ただし、不適当と認めるときは、住宅用地等情報未登録通知書(様式第5号)により、土地所有者に通知するものとする。

### (登録台帳の運用)

第5条 市長は、登録台帳を閲覧その他適当と認める方法により、広く一般に対し情報の提供を行うとともに、登録台帳に登録された住宅用地等の現況を定期的に把握し、登録台帳の適正な運用を行うものとする。

### (登録の取消し及び変更)

第6条 土地所有者は、登録台帳から登録を取り消し、又は登録の内容を変更する場合には、速やかに住宅用地等情報登録取消・変更届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに登録を取り消し、又は変更をするものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録の日から起算して2年を経過した年度の3月末日までとする。ただし、土地所有者からの申請により、再登録をすることができる。

(申出)

第8条 登録台帳に登録された住宅用地等に立地・開発を希望する企業等(以下「申出者」という。)は、住宅用地等立地・開発申出書(様式第7号)により、市長に申し出るものとする。

(申出に係る通知)

第9条 市長は、前条の規定による申出があったときは、住宅用地等立地・開発申出通知書(様式第8号)により、土地所有者に申出があった旨を通知するものとする。

(交渉意向の確認等)

第10条 前条の規定による通知を受けた土地所有者は、当該通知に係る申出者との交渉意向について、住宅用地等交渉意向確認書(様式第9号)により、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交渉意向を住宅用地等立地・開発申出結果通知書(様式第10号)により申出者に通知するものとする。

(責務)

第11条 土地所有者及び申出者は、住宅用地等に係る交渉(以下「交渉」という。)について、誠意をもって対応しなければならない。

2 土地所有者及び申出者は、交渉で知り得た情報について他へ漏らしてはならない。

3 交渉については、全て土地所有者及び申出者の責任において行うものとする。

4 市長は、住宅用地等に係る情報を提供するのみとし、交渉については関与せず、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。